



平成 27 年 6 月 30 日

各 位

株式会社 オーイズミ
(コード番号 6428 東証第 1 部)
代表取締役社長 大泉 秀治
問合せ先 取締役管理部長 前田 信夫
(TEL. 046-297-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 8 月 26 日開催予定の第 47 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

剰余金の配当について基準日を定めて行うことができる旨の記載を追加し、定款第 46 条を変更するものであります。

今回の剰余金の配当に関する基準日の指定は、本来的には現行の定款により可能であります。万全を期して確認的に定款の一部変更をする趣旨であります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 後 |
|---|---|
| 第 46 条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。 2. (新設) | 第 46 条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。 <u>2. 上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u> |

3. 日程

定款変更のための株主総会日 平成 27 年 8 月 26 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 8 月 26 日 (水曜日)

以 上